

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)	
地域名 (地域内農業集落名)	高寺地区 (窪倉集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本集落は、水稻を中心に花き、野菜等さまざまな作物を栽培している地域である。集落内の認定農業者数は、5経営体で認定新規就農者も1経営体となっており、今後は認定農業者を中心に農地を集積・集約化していくことが予想される。

・農地の集積は進んでいるが、水が年々上がらなくなってきており、水が来なくて作付を休んだ農地もある。水路については、多面的機能支払制度を活用し少しずつ修復しているが、継続的に農地を守っていくためにも、水の管理が重要となってくる。

・家庭内労働者の高齢化に伴い、複合経営における労働力不足が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・集落内の農地は担い手を中心に集約するし、農家と農作業委託者等が協力して農地の維持強化に努め集落農業を維持・発展させる。

・水稻作付が難しい圃場については、ソバを中心に作付しながら農地の保全に努める。

・「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を地域住民に醸成し、地域全体で水路や農道等の維持管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農した方の農地については、担い手の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模な基盤整備は現実的ではないことから、農地の集約、団地化を進めながら小区画の圃場を大区画化にするため、できるだけ負担金が少なく済むように補助事業を活用しながら土地改良事業の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手を中心に農業を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全に努める。また、他地区の農業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今まで通り、防除作業など、無人ヘリ等の機械で地域一体となり共同作業を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③防除や追肥などについて情報収集を心がけ、スマート農業を取り入れることで作業の省力化・農地の規模拡大を目指す。

⑦多面的機能支払交付金事業の活動を実施し、農家と農作業委託者等が協力して農地保全等の取組を維持・発展させていく。